

令和5年度

宇佐市農業委員会
第9回(12月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

宇佐市農業委員会第9回定例総会会議録

令和6年1月5日（金）午前9時30分より宇佐市役所23会議室において会長が第9回（12月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 菅原 維範 会長

4番	久保 公志郎	委員	5番	永松 徳章	委員	6番	安部 仲雄	委員
7番	萩原 久邦	委員	8番	久保田 昭廣	委員	9番	安部 正博	委員
10番	川谷 正一	委員	11番	佐藤 俊徳	委員	12番	河野 一雄	委員
13番	永岡 卓巳	委員	14番	丹生 猛	委員	15番	塚崎 正和	委員
17番	池田 雅彦	委員	18番	安藤 宝太	委員			

欠席委員

2番 安倍 隆司 委員 3番 西 時行 委員 19番 阿部 善浩 委員

事務局

石川事務局長、山末次長兼農政係総括、遠嶋農地係総括、農地係庄部主任

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2	議案	第53号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案	第54号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案	第55号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案	第56号	農地転用事業計画変更申請について
	議案	第57号	非農地証明願について
	議案	第58号	宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について
	議案	第59号	宇佐市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
	報告	第27号	農地法第3条の3の規定による届出について
	報告	第28号	農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の 解約通知について
	報告	第29号	2a未満の農業用施設用地への転用の届出について

事務局長 みなさん、おはようございます。
ただ今から令和5年度第9回12月の定例総会を開会いたします。

2番 安倍 隆司 委員 3番 西 時行 委員 19番 阿部 善浩 委員 より欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。

ただ今の出席委員は18名中15名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、菅原会長にお願いいたします。

議長 皆さんおはようございます。(あいさつ)

それでは、これより議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、議事録署名委員は、4番 久保 公志郎 委員 5番 永松 徳章 委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の庄部主任を指名いたします。

以上で、日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。

議案第53号3条許可申請は15件で、地区毎の内訳は、長洲地区1件、1筆、360㎡、駅川地区1件、1筆、288㎡、四日市地区9件、22筆、25,380㎡、安心院地区3件、18筆、21,949㎡、院内地区1件、4筆、15,426㎡となっています。

2ページをお開きください。

議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項及び同法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和6年1月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

3ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲受人が自宅の隣接農地を取得するものです。

4ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

5ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲受人が購入する宅地の隣接農地を取得するものです。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号3 【議案書番号四日市3朗読】

贈与による所有権移転です。

高齢となった親から子へ農地を贈与するものです。

6ページをお開きください。

番号4と5は同じ譲受人で関連がありますので、一括して説明させていただきます。

四日市地区 番号4 【議案書番号四日市4朗読】

四日市地区 番号5 【議案書番号四日市5朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号6 【議案書番号四日市6朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、譲受人が購入する宅地の隣接農地を取得するものです。

四日市地区 番号7 【議案書番号四日市7朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号8 【議案書番号四日市8朗読】

売買による所有権移転です。

相続財産の清算のため、規模拡大を図る譲受人へ農地を売買す

るものです。

四日市地区 番号9 【議案書番号四日市9朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

8ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

安心院地区 番号2 【議案書番号安心院2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、営農を開始する譲受人が農地を取得するものです。

安心院地区 番号3 【議案書番号安心院3朗読】

売買による所有権移転です。

破産手続開始のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

10ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、営農を開始する譲受人が農地を取得するものです。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

長洲・宇佐地区審議会を令和5年12月26日午前9時30分より、本庁2階25会議室において、農業委員5名中5名、農地利用最適化推進委員6名中4名出席のもと開催いたしました。

議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」

長洲地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

塚崎副地区審会長 はい、議長。15番 塚崎です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

駅川・四日市地区審議会を令和5年12月27日午前9時より、本庁2階23会議室において、農業委員6名中5名、農地利用最適化推進委員12名中11名出席のもと開催いたしました。

議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」

駅川地区1件、四日市地区9件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

安心院・院内地区審議会を令和5年12月25日午前10時より、院内支所多目的ホールにおいて、農業委員7名中7名、農地利用最適化推進委員11名中9名出席のもと開催いたしました。

議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」

安心院地区3件、院内地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第53号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第53号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第54号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。

議案第54号4条許可申請は4件で、地区毎の内訳は、駅川地区3件、5筆、3,257㎡、四日市地区1件、1筆、589㎡となっています。

11ページをお開きください。

議案第54号「農地法第4条の規定による許可申請について」農地法第4条第1項及び同法施行令第7条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和6年1月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

12ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

転用目的は、一般住宅への転用で自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

駅川地区 番号2【議案書番号駅川2朗読】

転用目的は、賃貸住宅への転用で賃貸住宅8棟を建築する計画です。

立地基準としては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

駅川地区 番号3【議案書番号駅川3朗読】

転用目的は、一般住宅への転用で貸住宅を建築する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の許可の例外基準に該当すると考えます。

13ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

農業用施設としての転用ですが、すでに平成20年から農業用倉庫を建築して利用しています。今回、事後になります。追認の申請を行うものです。申請人からはこのことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。申請に係る農地を農業用施設として整備することから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 　ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
　　　　駅川・四日市地区をお願いします。

塚崎副地区審会長 　②はい、議長。15番 塚崎です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第54号「農地法第4条の規定による許可申請について」

駅川地区3件、四日市地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 　ありがとうございました。これより質疑に入ります。
　　　　発言のある方は挙手願います。

（質問、意見なし）

議 長 　よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第54号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議案第54号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。

なお、本議案は8番 久保田昭廣 委員にかかわる案件がございます。よって宇佐市農業委員会会議規則第25条の規定により議事参加が制限されますので、8番 久保田昭廣 委員は、退席をお願い

いたします。

(8番 久保田昭廣 委員 退席)

議長 それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。

議案第55号 5条許可申請は11件となっています。

地区ごとの内訳は、長洲地区3件、4筆、2,636㎡、宇佐地区1件、2筆、733㎡、駅川地区5件、14筆、5,960㎡、四日市地区2件、4筆、2,506㎡となっています。

14ページをお開きください。

議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5条第1項及び同法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和6年1月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

15ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1【議案書番号長洲1朗読】

売買による所有権移転です。

駐車場用地としての転用ですが、すでに駐車場3台分を整備して利用しています。

今回、事後になりますが、追認の申請を行うものです。申請人からはこのことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

長洲地区 番号2【議案書番号長洲2朗読】

永年の使用貸借権の設定です。

資材置場用地としての転用で、自社の資材置場を整備する計画です。

立地基準としては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で第1種農地に該当します。既存の施設の拡充等のため、既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えない既存の施設に隣接する土地に施設を整備することから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

長洲地区 番号3【議案書番号長洲3朗読】

20年間の使用貸借権の設定です。

農業用施設用地としての転用ですが、すでに農業用倉庫を建築して利用しています。

今回、事後になりますが、追認の申請を行うものです。申請人

からはこのことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地で、農用地区域内農地に該当すると考えます。農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることから許可することができるものと考えます。

16ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1【議案書番号宇佐1朗読】

贈与による所有権移転です。

駐車場及び資材置場用地としての転用で、地区の駐車場と資材置場を整備する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

17ページをご覧ください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

3年間の使用貸借権の設定です。

農業用施設としての転用で、農業用倉庫を建築する計画です。

立地基準としては、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地で、農用地区域内農地に該当すると考えます。農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることから許可することができるものと考えます。

駅川地区 番号2【議案書番号駅川2朗読】

売買による所有権移転です。

資材置場用地としての転用で、建築資材及び機械置場を整備する計画です。

立地基準としては、道路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

駅川地区 番号3【議案書番号駅川3朗読】

売買による所有権移転です。

21ページの議案第56号、農地転用事業計画変更申請の駅川地区番号1で後述しますが、当初は譲渡人が建売住宅を建築する

計画でしたが、物価高騰等のため計画遂行が困難となったため、計画変更し譲受人が建売住宅5棟を建築する計画です。

立地基準としては、水道管と下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請地からおおむね500m以内に2つの教育施設、医療施設があることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

18ページをお開きください。

駅川地区 番号4【議案書番号駅川4朗読】

贈与による所有権移転です。

一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、水道管と下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請地からおおむね500m以内に2つの教育施設、医療施設があることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

駅川地区 番号5【議案書番号駅川5朗読】

売買による所有権移転です。

宅地分譲用地としての転用で、宅地分譲4区画を整備する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

19ページをご覧ください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

永年の使用貸借権の設定です。

農業用施設としての転用で、農業用資材置場を整備する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。申請に係る農地を農業用施設として整備することから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

倉庫及び資材置場用地への転用で、自社の倉庫及び資材置場を整備する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議 長 　ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

安藤副地区審会長 　はい、議長。18番 安藤です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。
議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」
長洲地区3件、宇佐地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。
また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 　駅川・四日市地区をお願いします。

塚崎副地区審会長 　はい、議長。15番 塚崎です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。
議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」
駅川地区5件、四日市地区2件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。
また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 　ありがとうございました。これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 　よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第55号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第55号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議事が終了しましたので、8番 久保田昭廣委員に対する議事参与制限を解除いたします。

(8番 久保田昭廣委員 着席)

議 長 次に議案第56号「農地転用事業計画変更申請について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。議案第56号農地転用事業計画変更申請は、駅川地区 1件、1筆、1,427㎡です。

20ページをお開きください。

議案第56号「農地転用事業計画変更申請について」

農地法関係事務処理要領第4の6の(3)のエに基づき、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和6年1月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

21ページをお開きください。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

議案第55号農地法第5条申請の駅川地区番号3の説明にて、触れさせていただいた事業計画変更申請になります。申請地は令和2年12月10日付で、建売住宅として転用許可を受けていましたが、資材高騰等で計画遂行が困難となったため事業継承者に転用者を変更して事業計画変更申請を行うものです。なお、申請地は当初の転用申請にて第3種農地と判断されています。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、変更後の転用事業が変更前と比べて必要性があると認められること等の確認を行いました。このことから計画を変更しても特に問題はないと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

駅川・四日市地区をお願いします。

塚崎副地区審会長 はい、議長。15番 塚崎です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第56号「農地転用事業計画変更申請について」

駅川地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

本件は、事務局から詳しい説明があったとおりです。

変更後の転用事業により、周辺の農業等に及ぼす影響が、変更前と比べて同程度と認められること等が確認できましたので計画の変更を認めるものと意見決定しました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ただ今の、事務局説明及び地区審議会からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第56号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第56号は原案のとおり計画変更を認めるものとして許可することに決定いたしました。
次に議案第57号「非農地照明願について」を、議題に供します。それでは事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第57号非農地証明願は、14件で、地区ごとの内訳は、
駅川地区2件、4筆、631㎡、四日市地区6件、9筆、4,372㎡、
安心院地区6件、31筆、10,367㎡となっています。
22ページをお開きください。
議案第57号「非農地証明願について」
農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明の願出があったので審議を求める。
令和6年1月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
23ページをお開きください。
駅川地区です。
駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】
昭和45年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。
駅川地区 番号2 【議案書番号駅川2朗読】
昭和45年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。
24ページをお開きください。
四日市地区です。
四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】
昭和40年頃から宅地として利用しているため非農地証明願を

行うものです。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】

平成24年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号3 【議案書番号四日市3朗読】

平成5年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号4 【議案書番号四日市4朗読】

平成6年12月頃から宅地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号5 【議案書番号四日市5朗読】

平成元年4月頃から宅地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号6 【議案書番号四日市6朗読】

昭和49年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

26ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

昭和56年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号2 【議案書番号安心院2朗読】

平成元年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号3 【議案書番号安心院3朗読】

平成元年頃から道路として利用しているため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号4 【議案書番号安心院4朗読】

平成元年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

28ページをお開きください。

安心院地区 番号5 【議案書番号安心院5朗読】

平成16年頃から道路として利用しているため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号6 【議案書番号安心院6朗読】

昭和55年頃から宅地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化していること、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 　ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
　　駅川・四日市地区をお願いします。

塚崎副地区審会長 　はい、議長。15番 塚崎です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。
　　議案第57号「非農地証明願について」
　　駅川地区2件、四日市地区6件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
　　申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 　安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 　はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。
　　議案第57号「非農地証明願について」
　　安心院地区6件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
　　申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 　ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
　　発言のある方は挙手願います。

（質問、意見なし）

議 長 　よろしいですか。それでは採決いたします。
　　議案第57号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議案第43号は原案のとおり証明書を発行することに決定いたしました。
　　次に、議案第58号「宇佐市農用地利用集積計画（案）の決定について」を、議題に供します。
　　それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 30ページをお開きください。

議案第58号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

(旧)農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の決定について依頼があったので審議を求める。

令和6年1月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
31ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集積計画集計表 朗読】

内容につきましては、32ページ以降のようになっております。続きまして、35ページをお開きください。農地中間管理事業による利用権設定です。

【集積計画集計表 朗読】

詳細につきましては、36ページ以降のようになっております。続きまして、57ページをお開きください。農地売買等支援事業による所有権移転です。

【所有権移転集計表 朗読】

詳細につきましては、58ページ以降のようになっております。

以上、計画の内容は、市の基本構想に適合すること、利用権の設定を受ける者が、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、必要な農作業に常時従事すること等、(旧)農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。

ただ今の説明に関して、各地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長

はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第58号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 駅川・四日市地区お願いします。

塚崎副地区審会長 はい、議長。15番 塚崎です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第58号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第58号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第58号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第58号は原案のとおり決定し、市長にその旨を通知いたします。

次に、議案第59号「宇佐市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 80ページをお開きください。

議案第59号「宇佐市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」

農用地利用集積等促進計画(案)を別紙のとおり策定するために、農地中間管理機構より、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく依頼があったため、農業委員会の意見を求める。

令和6年1月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

81ページをお開きください。合計を読み上げます。

【配分計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、82ページ以降のようになっております。

先ほどの農用地利用集積計画(案)で農地中間管理機構が貸手から借受けた農地を、この農用地利用集積等促進計画(案)にて担い手へ貸付ける内容です。これは、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農業委員会の意見を聴くものとされています。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ありがとうございます。

ただ今の説明に関して、地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第59号「宇佐市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」

長洲地区、宇佐地区の農用地利用集積等促進計画(案)の内容について審議いたしました。当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

塚崎副地区審会長 はい、議長。15番 塚崎です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第59号「宇佐市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」

駅川地区、四日市地区の農用地利用集積等促進計画(案)の内容について審議いたしました。当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第59号「宇佐市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」

安心院地区、院内地区の農用地利用集積等促進計画(案)の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第59号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第59号は原案のとおり承認しました。

以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。報告第27号から第29号を一括して事務局より説明願います。

事務局 それでは、一括してご報告させていただきます。

101ページをお開きください。

報告第21号「農地法第3条の3の規定による届出について」

農地法第3条の3第1項及び同法施行規則第21条の規定による届出については受理したもので、ここに報告する。

令和6年1月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

内訳は102ページからの11件がございました。

地区毎の内訳は、宇佐地区1件、7筆、10,017㎡、四日市地区4件、10筆、5,898㎡、安心院地区6件、56筆、42,558㎡となっています。

内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。

110ページをお開きください。

報告第28号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約通知について」

農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知があったので、ここに報告する。

令和6年1月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

内訳は111ページからの69件がございました。

地区毎の内訳は、長洲地区5件、10筆、15,124㎡、宇佐地区4件、12筆、25,349㎡、駅川地区34件、92筆、118,613㎡、四日市地区18件、61筆、116,435㎡、安心院地区6件、14筆、14,431㎡、院内地区2件、15筆、17,285㎡となっています。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

137ページをお開き下さい。

報告第29号「2a未満の農業用施設用地への転用の届出について」

農地法施行規則第29条第1号（農業用施設用地）として転用の届出があったので、ここに報告する。

令和6年1月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

内訳は138ページからの1件がございました。地区毎の内訳は、安心院地区1件、1筆、30㎡となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。農地法施行規則第29条の規定により農地の転用の制限の例外となっており、許可を要しない案件でありますので、申請内容等確認し、事務局で受理通知を交付いたしました。

以上で報告の説明を終わります。

議 長 　ただ今の報告第27号及び第29号について、質問、意見等、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

議 長 　質問等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

その他の件について、発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、事務局から連絡事項等があればお願いします。

事 務 局 来月1月の令和5年度第10回定例総会は、2月5日月曜日、午前9時30分から本庁2階23会議室で行う予定にしておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願いいたします。

議 長 それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第9回定例総会を閉会いたします。

午前10時34分閉会

以上会議の次第を記録し事実と相違ないことを証するため、記名捺印する。

令和6年1月5日

議 長 菅 原 維 範 ⑩

署名委員 久 保 公 志 郎 ⑩

署名委員 永 松 徳 章 ⑩

議長と署名委員の自筆署名及び押印については、個人情報のため上記のように活字等の表現にしています。

なお、自筆署名及び押印した原本については、事務局で保管しています。